

## 富田林市要綱第29号

### 富田林市空き家バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市空き家バンク制度実施要綱（平成30年富田林市要綱第35号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第7号に規定する空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）により、空き家等の流通を促進し、空き家等の解消を図ることを目的として、富田林市空き家バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、空き家バンク要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年4月1日以降に空き家バンクに空き家等を登録する所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者又はその世帯員が次の各号のいずれかに該当するときは奨励金の交付対象としない。

(1) 本市の市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、2万円とする。

2 奨励金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録日から起算して60日以内に、富田林市空き家バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(1) 富田林市空き家バンク登録完了通知書（空き家バンク要綱第8条第4項に規定するものをいう。）の写し

(2) 調査の同意書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認められた場合は、奨励金の交付を決定し、富田林市空き家バンク登録奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金を交付しないことを決定したときは、富田林市空き家バンク登録奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請を取り下げようとするときは、富田林市空き家バンク登録奨励金交付取下届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定はなかったものとみなす。

（奨励金の請求）

第8条 交付決定者は、第6条第1項の通知を受けたときは、富田林市空き家バンク登録奨励金請求書（様式第5号）により、市長に奨励金の交付を請求するものとする。

（奨励金の交付）

第9条 市長は、前条の請求があったときは、交付決定者又は当該交付決定者が指定する者に対し、奨励金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。

（1） 虚偽の申請その他の不正な手段により交付決定を受けたとき。

（2） この要綱及び関係法令に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、奨励金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、奨励金の交付決定を取り消したときは、富田林市空き家バンク登録奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により、奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金を既に交付しているときは、富田林市空き家バンク登録奨励金返還命令書（様式第7号）により、その返還を命じるものとする。

2 前項に規定による奨励金の返還命令を受けた者は、遅滞なく奨励金を市に返還しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。